（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第七条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十四条の項及び第十三条の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（地すべり等防止法施行令の一部改正）

第八条　地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（下水道法施行令の一部改正）

第九条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「第七条」を「第七条第一項」に、「第五条の七」を「第五条の六」に改める。

第五条の四を次のように改める。

（雨水吐の構造の技術上の基準）

第五条の四　雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。第五条の八及び第五条の九において同じ。）で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　雨水の影響が大きくない時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるように、適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていること。

二　雨水吐からのきょう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

第五条の五を削る。

第五条の六第一項中「第五条の四に定めるもののほか、処理施設（」を「処理施設（これを補完する施設を含み、」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条を第五条の五とする。

第五条の七中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五条の六とし、同条の次に次の五条を加える。

（公共下水道又は流域下水道の構造の基準）

第五条の七　法第七条第二項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第五条の八　排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一　堅固で耐久力を有する構造とすること。

二　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

四　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五　地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第五条の九　排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

二　流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三　暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四　暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五　ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

六　雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の基準）

第五条の十　第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

一　脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

二　汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第五条の十一　第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。

第六条第一項第四号中「第五条の六第二項」を「第五条の五第二項」に改める。

第十三条中「ところ」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第十七条の九の見出し中「技術上の」を削り、同条中「第五条の四、第五条の五」を「第五条の八、第五条の九」に改め、「及び第七号」を削り、「第五条の七」を「第五条の十一」に改め、「に関して必要な技術上」を削る。

第十八条の見出し中「技術上の」を削り、同条中「に関して必要な技術上」を削る。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」を「、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項」に改め、「、第四十三条第三項」を削る。

一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十四条第一項第二号

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十号